

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

令和2年度 取組の手引き



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

I	対象者	
	1. 農業者の組織する団体	1
	2. 一定の条件を満たす農業者	2
II	支援の対象となる農業者の要件	3
III	対象農地	3
IV	事業要件（推進活動の実施）	4
V	対象活動	
	1. 支援の水準	5
	2. 有機農業	6
	3. 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用（堆肥の施用）	10
	4. 緑肥の作付け	11
	4－1. カバークロップ	
	4－2. リビングマルチ	
	4－3. 草生栽培	
	5. 不耕起播種	12
	6. 長期中干し	12
	7. 秋耕	12
	8. 地域特認取組	12
	（参考）5割低減の取組	13
VI	活動の手順、申請の手続	
	1. 活動の手順	14
	2. 申請の手続	15
	3. 提出する書類の一覧	16
	4. 保管する証拠書類等	18
VII	留意事項	
	1. 対象活動の事例	19
	2. 交付金の返還	19
	3. 都道府県又は市町村による要件の設定	19
	4. 第三者委員会による評価へのご協力をお願い	19

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」（以下「環境直払」といいます。）を平成23年度から実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。

～ 事業に取り組む際の注意事項 ～

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあることから、あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

I 対象者

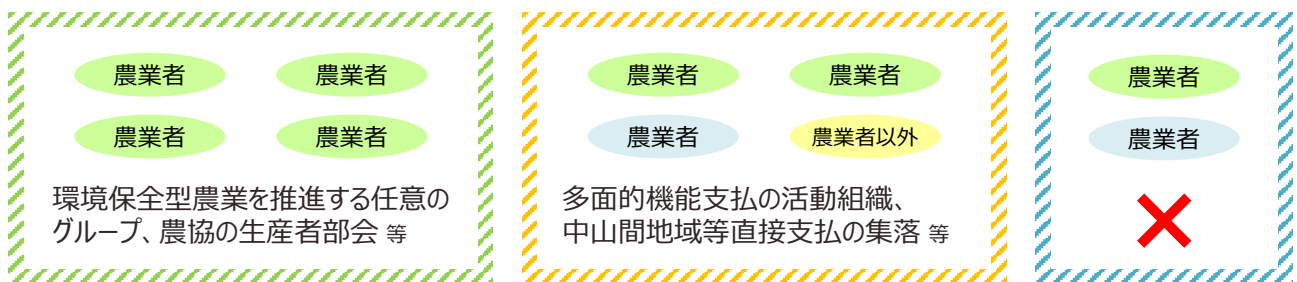
① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織が対象になります。

農業者の組織する団体（以下「農業者団体」といいます。）は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者 は、環境直払の対象活動に取り組む農業者

農業者以外 は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

農業者団体の区域について

- ❖ 同一市町村の範囲内で農業者団体を形成してください。
やむを得ない事情により市町村域を超えて団体を形成する場合は、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で事業を実施するようにしてください。
- ❖ 複数集落や市町村全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ❖ 複数の市町村の範囲で農業者団体を形成する場合、それぞれの市町村に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町村にあらかじめお問い合わせください。

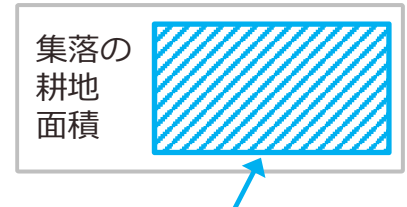
② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、**市町村が特に認める場合に対象**になります。

1 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- 対象活動※¹の取組面積が、**自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上※²**となる農業者

同一市町村内の複数の農業集落で対象活動を行う場合は、いずれかの農業集落で1/2以上※²の割合を超える必要があります。



- 同一市町村内の対象活動の取組面積が、**全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上※²**となる農業者

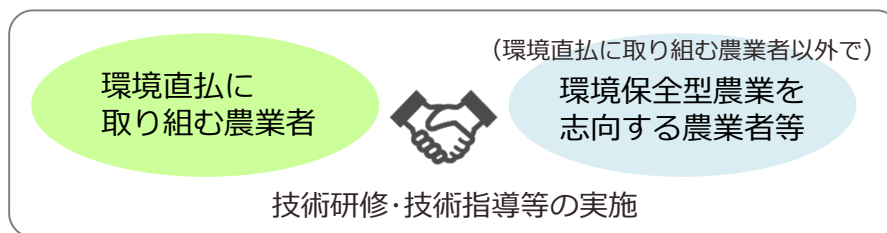
※¹ 「対象活動」とは、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組（堆肥の施用、緑肥の作付け等）をいいます。
詳しくは5～12ページをご覧ください。

※² 土地利用型作物以外については2割以上になります。

環境直払において「土地利用型作物」とは、稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいいます。

2 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

推進活動（4ページ参照）を、**環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施**する農業者



市町村内に連携可能な農業者が不在の場合、又は市町村内に対象活動を実施する農業者が複数いるものの、現時点では団体を形成することが困難な場合

市町村と連携して地域で環境保全型農業に取り組む他の農業者の育成に結びつく活動を実施する農業者

▶ 「有機農業の推進に関する基本的な方針」に定める市町村における有機農業の推進体制への参画や、市町村等に環境保全型農業に関する先駆的な農業者として登録され、技術研修会等に講師として参加するなどの活動を行っていただきます。

3 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

Ⅱ 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物※¹について**販売することを目的に生産**を行っていること。
- ② **国際水準GAPを実施**※²していること。

※1 主作物 ……

有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の対象作物のことです。

※2 国際水準GAPを実施 ……

食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関する農業生産工程管理の取組について、指導・研修等を受講し、その内容を実施することです。

本交付金に取り組むにあたっては、実施したGAPの内容を「GAP理解度・実施内容確認書」（様式第16号）に記入し、指導又は研修を受講したことがわかる書類と合わせて実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体による第三者認証を取得している場合などは認証書等を提出することで、指導・研修等の受講や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略できることがあります（17ページ参照）。

詳細は、パンフレット「環境保全型農業直接支払交付金では「国際水準GAPの実施」を交付要件としています」をご覧ください。

（様式第16号）

GAP理解度・実施内容確認書

課題の理解	実施内容
指導又は研修で学んだ内容に基づいて、あなたにとって必要な取組、課題を記載してください。	左記の各項目に記載した取組事項ごとに、実際に取り組んだ内容を記載してください。
1. 食品安全の確保のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
[]	[]
2. 環境保全のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
[]	[]
3. 労働安全のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
[]	[]
4. 人権保護のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
[]	[]
5. 農場経営管理のために必要だと考える取組（2つ以上）	取り組んだこと
[]	[]

Ⅲ 対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

Ⅳ 事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」※¹）といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定※²

▶ その他

- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地※³ 及び棚田地域※⁴ における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※ 1 推進活動 ……

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※ 2 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定 ……

堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者（詳細は6～7ページ参照）は、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として選択することはできません。

※ 3 中山間地 ……

地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※ 4 棚田地域 ……

棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

V 対象活動

1 支援の水準

【 交付単価 】

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組 に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、 2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。施用量や播種量に決まりがありますので、詳しくは次ページ以降をご覧ください。

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

地域特認取組	交付単価 (国と地方の合計)
地域特認取組※3 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※3 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。
詳細については、都道府県、市町村にご確認ください。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

2 有機農業 化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

【要件】

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。 ※1、2
- ② 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入していること。
- ③ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ④ 播種又は植付け前2年以上※3 使用禁止資材を使用しないこと。
- ⑤ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
- ⑥ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

※1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

※2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬については使用することができます。詳細は8～10ページを参照してください。
- 化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用することができます。
- 植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

※3 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあっては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。



有機農業の取組に関する注意事項

- ❖ 有機農業に取り組む各々の作物について、都道府県において支援対象となるかを事前に都道府県、市町村にお問い合わせください。
- ❖ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません。
- ❖ 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認証を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ❖ 作物によって交付単価が異なるものがありますので、5ページを参照してください。

加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）に取り組む場合

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていただく場合に限り、10aあたり2,000円が加算されます。





炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置）に関する注意事項

加算措置の対象となるのは、そば等雑穀、飼料作物以外を主作物として有機農業に取り組む場合に限ります。

そば等雑穀、飼料作物を主作物としている場合は、加算措置を受けることはできません。

【加算措置の要件】

土壌診断※¹を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組※²を実施すること。

※¹ 水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECが必須項目になります。

※² 堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の取組に、単独で取り組む場合と同一の要件で実施してください。施用量や播種量に決まりがありますので、詳しくは10～11ページをご覧ください。

有機農業の取組 令和2年度からの変更点

環境直払における有機農業の定義を見直し、「国際水準の有機農業」の実施が要件となりました。なお、有機JAS認証の取得を求めるものではありません。これまで有機農業に取り組んでこられた皆様におかれましても、提出書類や取組内容の確認方法がこれまでと変わります。

お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

❖ 新たな提出書類として、**様式第3号（農場管理シート・現地確認チェックリスト）と資材証明書等の写し**が加わります（16～17ページ参照）。

❖ 有機農業に取り組む**すべての支援対象農業者※は、実施状況確認（現地確認）**を受けていただくことになります。チェックを受ける項目は以下のとおりです。

※ 有機JAS認証を取得している農業者を除きます。

実施状況確認 チェック項目	基準
化学肥料・化学合成農薬等の使用禁止資材の使用の有無	多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用しないこと
土づくりの実施	堆肥等有機質資材施用技術、緑肥作物利用技術又は都道府県が定めた技術を実施すること
有害動植物の防除	原則、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと
種子や苗等	原則、使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由来の種子、苗等を使用すること
周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないような必要な措置	必要に応じて、緩衝帯の設置や水管理、機械・器具の洗浄を行うこと
組換えDNA技術の利用の有無	組換えDNA技術を利用しないこと
放射線照射の有無	放射線照射を行わないこと

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年 1 月20日	農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日	農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年 8 月27日	農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年 3 月28日	農林水産省告示第833号
一部改正	平成27年12月 3 日	農林水産省告示第2597号
一部改正	平成28年 2 月24日	農林水産省告示第489号
最終改正	平成29年 3 月27日	農林水産省告示第443号

表 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物 由来の資材（●うち家畜排せつ物 に限る） 油かす類 食品工場及び繊維工場からの農畜 水産物由来の資材（●） と畜場又は水産加工場からの動物 性産品由来の資材（●） 発酵した食品廃棄物由来の資材 バーク堆肥（●） メタン発酵消化液（汚泥肥料を除 く。） グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰（●） 炭酸カルシウム 塩化加里 硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石 硫酸苦土 水酸化苦土 軽焼マグネシア 石こう（硫酸カルシウム） 硫黄 生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、 銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉砕したもの 木炭 泥炭 ベントナイト パーライト ゼオライト バーミキュライト けいそう土焼成粒 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであ ること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用 しないこと。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カ ルシウムを含む。）であること。 天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によら ず生産されたものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して 1 kg中90mg以下であるものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を粉砕したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 上記生石灰に由来するものであること。 微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するもの であること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含 有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。） 及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 トーマス製鋼法により副生するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

よう成りん肥 塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材 その他の肥料及び土壌改良資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90mg以下であるものであること。 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90mg以下であるものであること。 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
---	---

- ※ 令和2年度に限り、（●）印の資材については、本事業においては別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば汚泥肥料でない限り、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用できます。
- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。
- ※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。
証明できない場合は支援の対象となりません。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 調合油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンブン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。

天敵等生物農薬 天敵等生物農薬・銅水和剤 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶液 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤 次亜塩素酸水	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合には限ること。 保管施設で使用する場合には限ること。 銅水和剤の薬害防止に使用する場合には限ること。
---	---

※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。
証明できない場合は支援の対象となりません。

.....

3 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（堆肥の施用）

【要件】

- ① 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用すること。
- ② C/N比10以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）であって腐熟したものを使用すること。
- ③ 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。
- ④ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。
なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。



堆肥の施用量については、都道府県によって運用が異なる場合があります。
詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

4 緑肥の作付け

4-1 カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかに
カバークロップ（緑肥）を作付けする取組

【要件】

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上 ※¹ に播種されていること。
- ② 適正な栽培管理 ※² を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること。



※¹ 種苗メーカーのカタログや都道府県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要です。

※² カバークロップの栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上を確保することが必要です。ただし、都道府県の栽培技術指針等で、この栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることもできます。

4-2 リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



4-3 草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培の取組に関する注意事項

前年にすき込んだカバークロップ等の種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみみ播種を行った場合は、カタログ等に記載された標準播種量未達となり、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

5 不耕起播種 ほ場の全面耕起を行うことなく、播種する取組

【要件】

- ① 主作物が麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆であること。
- ② 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用の播種機（乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む）による播種を行うこと。
- ③ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること。



6 長期中干し 通常よりも長期間の中干しを実施する取組

【要件】

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10アールあたり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。



7 秋耕 秋季に耕うんを行い、翌春に湛水する取組

【要件】

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 主作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稻の作付け（湛水）を行うこと。
- ③ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること。



8 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。
承認を受けた都道府県、取組、地域、作物において取り組むことが可能です。
詳細は都道府県、市町村にお問い合わせください。



例：冬期湛水管理

【 5 割低減の取組とは 】

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として5割以上低減※¹する取組です。

※¹ 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【 算定の仕方 】

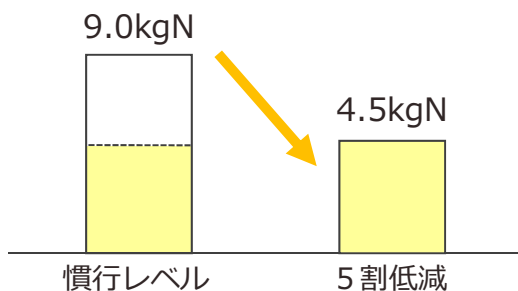
低減割合の比較に用いる慣行レベル※²は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※² 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

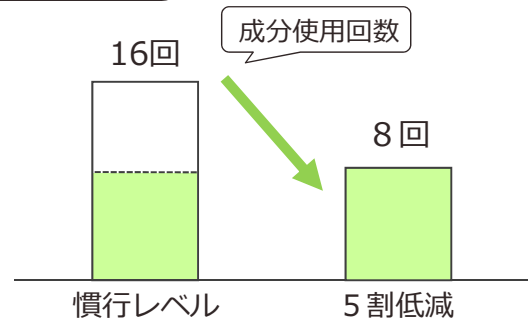
化学肥料



計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg}/10\text{a} \times 15\% = 4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}$
 ↑
 窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 **8回**

5割以下になるよう取り組んでください

Ⅵ 活動の手順、申請の手続

1 活動の手順

本事業に取り組まない意向の市町村もあるため、

農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

① 農業者の組織する団体の設立

- ▶ 複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

〔農業者団体〕

代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

〔規約〕

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、**「交付金の使いみちの決定方法（交付金の活用方法）」**を定めてください。

交付金の使いみち・・・交付金は**支援対象農業者への配分、農業者団体として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費**に使うことができます。

② 計画の策定

- ▶ 構成員が取り組む対象活動（有機農業、堆肥の施用、緑肥の作付け等）や推進活動（4ページ参照）を決めてください。
- ▶ 5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。
- ▶ 対象活動に取り組む構成員に、国際水準GAPの実施に係る取組意思確認を行ってください。

③ 申請書類の提出

- ▶ 申請書類について、対象活動を行うほ場が所在する市町村に提出してください。

④ 対象活動、推進活動及び国際水準GAPの実施

- ▶ 計画に基づき、対象活動、推進活動を実施してください。
- ▶ 国際水準GAPの取組については、指導・研修等を受講の上、実施してください。

⑤ 報告書類の提出

- ▶ 当該年度の活動内容等を取りまとめて報告書を作成し、対象活動を行うほ場が所在する市町村に提出してください。
- ▶ 交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

年度をまたぐ取組に関する注意事項

本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されます。
年度をまたぐ取組の場合、**営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取るようになります。**

2 申請の手続



提出する書類は取組によって異なります。詳細は16～17ページを確認してください。

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

[令和2年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動（4ページ参照）の計画を記載し、市町村から計画の認定を受けてください。

※ 5年間の計画を事業実施初年度に提出しますが、計画期間中に内容を変更する場合は（実施面積の増加、交付金額の増加及び対象活動の変更等）、改めて市町村の認定を受けてください。

提出書類

事業計画（共通様式第2号）、営農活動計画書（共通様式第3号）、
農業者団体の規約 等

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために、交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

市町村が定める書類を提出してください

[対象活動、推進活動の実施]

有機農業の取組、堆肥の施用、緑肥の作付け等の対象活動及び推進活動を実施してください。

[国際水準GAPの実施]

上記活動と併せて、国際水準GAPの取組を実施してください。

③ 実施状況報告書等の提出

[令和3年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や国際水準GAPの実施内容、農業者団体として取り組んだ推進活動を報告様式に記載し、生産記録等を添付し提出してください。

※ 令和3年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

提出書類

実施状況報告書（様式第8号）、生産記録、
GAP理解度・実施内容確認書（様式第16号）、GAPに係る指導・研修等を受講
したことが証明できる書類、その他都道府県及び市町村が提出を求める書類等

④ 実績報告書の提出

[市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

市町村が定める書類を提出してください

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[令和3年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。※

提出書類

営農活動実績報告書（様式第12号又は共通様式第6号）、実施状況の
報告から変更のあった書類

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

3 提出する書類の一覧

1 事業計画、営農活動計画書の提出

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第 1 号
多面的機能発揮促進事業に関する計画	共通様式第 2 号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 （環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）	共通様式第 3 号

② 必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
農業者団体の場合	規約	
単独で支援の対象となる農業者の場合 ^{※1} （2 ページ参照）	（個人、法人（一戸一法人）の場合） 推進活動を環境保全型農業を志向する他の農業者と 連携して実施していることがわかる書類	
	（複数の農業者で構成される法人の場合） 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	
有機農業の取組を実施しようとする農業者の場合	有機農業の取組における土づくり技術の 導入に関する計画について	様式第 1 号 ^{※1}
	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第 3 号 ^{※2}

※1 エコファーマー認定を受けている場合、認定書の写しを様式第 1 号に代えることができます。

※2 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認証書の写し又は認証機関に提出した書類を様式第 3 号に代えることができます。

2 実施状況報告書等の提出

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第 8 号
添付書類（生産記録等） 生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、「有機JASの認証書の写し又は認証機関に提出した書類」や「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認定機関に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類の提出を求める場合がありますので、都道府県や市町村にご確認ください。	

（取組共通の提出書類は次ページに続く）

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
GAP理解度・実施内容確認書	様式第16号※
添付書類（指導又は研修を受講したことがわかる書類） ● 受講証等の他、研修内容に「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の全項目が含まれていることを確認できる研修カリキュラムを提出してください。 ● 都道府県や市町村等の地方公共団体以外が主催する研修を受講する場合、研修講師の指導実績があることを確認できる書類も併せて提出してください。 ● 農林水産省が提供するオンライン研修を受講する場合は、修了証を提出してください。	

以下の場合、指導・研修の受講や様式第16号の提出を省略することができます。

- ▶ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP2016等）を取得している場合 → 認証書の写しを提出することで、指導・研修の受講及び様式第16号の提出を省略することができます。
- ▶ 民間団体によるGAPの第三者認証を取得準備中の場合 → 認証取得準備中であることがわかる書類を提出することで、指導・研修の受講及び様式第16号の提出を省略することができます。

② 対象活動別の提出書類（必須）

対象活動	提出書類
有機農業	有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は別表2の農薬を農産物の生産過程等に使用した場合は、使用した資材について、本規格別表1又は別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	土壌診断結果書類の写し

③ 必要に応じて提出する書類 都道府県及び市町村が提出を求める書類 注2

3 営農活動実績報告書の提出

① 提出書類

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書 ※	様式第12号 または 共通様式第6号

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

② 必要に応じて提出する書類 ●生産記録（実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合） ●都道府県及び市町村が提出を求める書類 注3



交付申請書、実績報告書及び注1、2、3に関する注意事項

申請する市町村によって提出する書類が異なります。市町村にご確認ください。

4 保管する証拠書類等

1 取組共通の証拠書類

証拠書類
ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）
推進活動の実施内容等が分かる書類
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し （取組面積が10a以上の場合は省略することが可能です）
GAPの実施内容等が分かる書類（帳簿の写しや写真等）
特別栽培農産物等の認証を受けた者の場合は、認定証の写し

2 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
堆肥の施用	・堆肥の購入伝票等の写し※ ・堆肥の成分証明書等の写し ・土壌診断結果書類の写し ・施肥管理計画（作成した場合）の写し
カバークロップ リビングマルチ 草生栽培	・カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し ・標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
不耕起播種	播種前に適正に除草剤が散布されていることを証明する購入伝票等の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組を実施した場合に必要な書類
地域特認取組	都道府県が必要と認める書類

※ 無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることが可能です。

3 証拠書類等の確認や保管期間

- ▶ 証拠書類は、都道府県及び市町村が**必要に応じて提出を求める場合**があります。
- ▶ 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**してください。

Ⅶ 留意事項

1 対象活動の事例 ※1,2

	R元年度	4月	R2年度	3月
有機農業			有機農業（水稻） 加算措置 堆肥の施用	
堆肥の施用			水稻（5割低減） 堆肥の施用	
		堆肥の施用 葉菜類（5割低減）	※3	
緑肥の作付け			水稻（5割低減） カバークロップ（れんげ）	
		カバークロップ（れんげ） 水稻（5割低減）	※3	
秋耕 ※4		R2年度	3月	4月 R3年度
		水稻（5割低減） 秋耕	4か月以上	湛水

※1 上記は例示です。これらに限定されるわけではありません。

※2 「環境負荷軽減型酪農経営支援事業」等、一部の事業との重複受給はできません。
どのような場合に重複受給になるかは、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

※3 本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることになります。

※4 秋耕は、主作物（水稻）の収穫後に秋耕を行った時点で、対象活動の終了とみなされ、秋耕を行った年度に交付金が交付されます。ただし、翌年度に湛水をしていただく必要があります。

2 交付金の返還

要件を満たさないことが確認された場合は、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めることになります。

虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還することになります。また、翌年度以降の参加を制限する場合があります。

3 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村によっては、独自要件を追加している場合があります。
詳しくは取り組むほ場が所在する市町村にお問い合わせください。

4 第三者委員会による評価へのご協力をお願い

交付状況の点検や効果評価のための調査にご協力をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

都道府県	お問い合わせ先	電話番号
農林水産省 北海道農政事務所管内		
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
	函館地域拠点 地方参事官室	0138-26-7800
	旭川地域拠点 地方参事官室	0166-30-9300
	釧路地域拠点 地方参事官室	0154-99-9046
	帯広地域拠点 地方参事官室	0155-24-2401
	北見地域拠点 地方参事官室	0157-23-4171
農林水産省 東北農政局管内		
青森県	青森県拠点 地方参事官室	017-775-2151
岩手県	岩手県拠点 地方参事官室	019-624-1125
宮城県	東北農政局 生産部 生産技術環境課	022-221-6214
	宮城県拠点 地方参事官室	022-266-8778
秋田県	秋田県拠点 地方参事官室	018-862-5611
山形県	山形県拠点 地方参事官室	023-622-7271
福島県	福島県拠点 地方参事官室	024-534-4142
農林水産省 関東農政局管内		
茨城県	茨城県拠点 地方参事官室	029-221-2186
栃木県	栃木県拠点 地方参事官室	028-633-3114
群馬県	群馬県拠点 地方参事官室	027-221-1827
埼玉県	関東農政局 生産部 生産技術環境課	048-740-0067
	埼玉県拠点 地方参事官室	048-740-5835
千葉県	千葉県拠点 地方参事官室	043-224-5611
東京都	東京都拠点 地方参事官室	03-5144-5258
神奈川県	神奈川県拠点 地方参事官室	045-211-1331
山梨県	山梨県拠点 地方参事官室	055-254-6055
長野県	長野県拠点 地方参事官室	026-233-2500
静岡県	静岡県拠点 地方参事官室	054-246-6121
農林水産省 北陸農政局管内		
新潟県	新潟県拠点 地方参事官室	025-228-5216
富山県	富山県拠点 地方参事官室	076-441-9305
石川県	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4131
	石川県拠点 地方参事官室	076-241-3154
福井県	福井県拠点 地方参事官室	0776-30-1611

都道府県	お問い合わせ先		電話番号
農林水産省 東海農政局管内			
岐阜県	岐阜県拠点	地方参事官室	058-271-4044
愛知県	東海農政局	生産部 生産技術環境課	052-746-1313
	愛知県拠点	地方参事官室	052-763-4492
三重県	三重県拠点	地方参事官室	059-228-3151
農林水産省 近畿農政局管内			
滋賀県	滋賀県拠点	地方参事官室	077-522-4261
京都府	近畿農政局	生産部 生産技術環境課	075-414-9722
	京都府拠点	地方参事官室	075-414-9015
大阪府	大阪府拠点	地方参事官室	06-6941-9062
兵庫県	兵庫県拠点	地方参事官室	078-331-5924
奈良県	奈良県拠点	地方参事官室	0742-32-1872
和歌山県	和歌山県拠点	地方参事官室	073-436-3851
農林水産省 中国四国農政局管内			
鳥取県	鳥取県拠点	地方参事官室	0857-22-3131
島根県	島根県拠点	地方参事官室	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局	生産部 生産技術環境課	086-230-4249
	岡山県拠点	地方参事官室	086-899-8610
広島県	広島県拠点	地方参事官室	082-228-9629
山口県	山口県拠点	地方参事官室	083-922-5412
徳島県	徳島県拠点	地方参事官室	088-622-6131
香川県	香川県拠点	地方参事官室	087-883-6500
愛媛県	愛媛県拠点	地方参事官室	089-932-1177
高知県	高知県拠点	地方参事官室	088-875-7236
農林水産省 九州農政局管内			
福岡県	福岡県拠点	地方参事官室	092-281-8261
佐賀県	佐賀県拠点	地方参事官室	0952-23-3131
長崎県	長崎県拠点	地方参事官室	095-845-7121
熊本県	九州農政局	生産部 生産技術環境課	096-211-9111
	熊本県拠点	地方参事官室	096-300-6020
大分県	大分県拠点	地方参事官室	097-532-6131
宮崎県	宮崎県拠点	地方参事官室	0985-24-2365
鹿児島県	鹿児島県拠点	地方参事官室	099-222-5840
内閣府 沖縄総合事務局管内			
沖縄県	沖縄総合事務局	農林水産部 生産振興課	098-866-1653
農林水産省	生産局	農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金に関する詳細な情報

環境保全型農業直接支払交付金の申請様式、要綱・要領は下記のアドレスに掲載しています。

取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村にご確認をお願いします。

農林水産省 環境保全型農業直接支払交付金ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

環境保全型農業直接支払交付金



農林水産省